

平成20年度 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料が決定しました

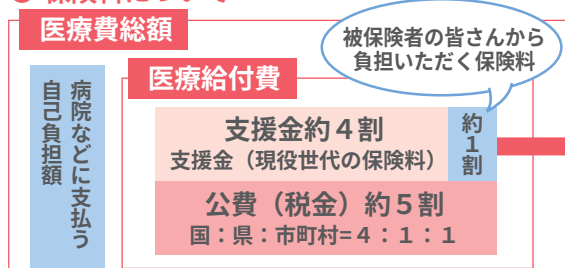
平成19年中の所得確定に伴い、保険料額が決定しました。

7月中旬に被保険者の皆さんへ平成20年度分後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。
併せて、今回、保険料の納付方法や時期、健康診査などについてお知らせいたします。

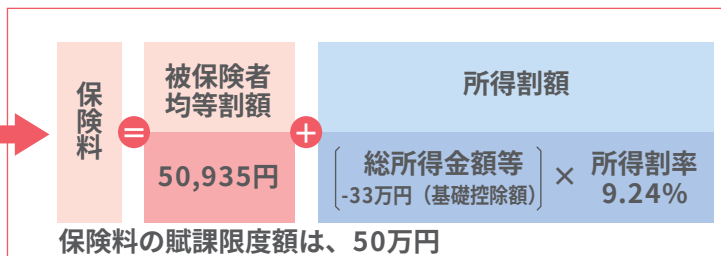
- 保険料は、平成19年中の所得金額と世帯^{※1}の状況を基に本算定を行い、決定します。

注1：「世帯」とは、平成20年4月1日時点の世帯(4月1日以降に75歳になる人、県外からの転入者等はその時点)を基準にしています。

- 保険料について



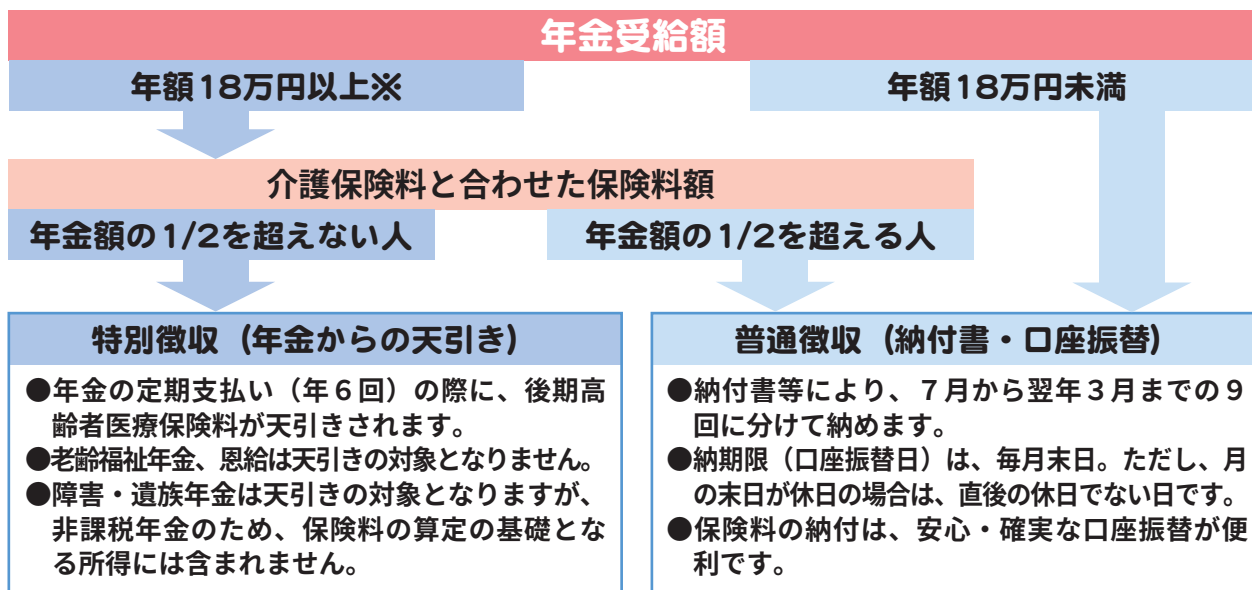
- 保険料の決まり方(計算方法)



- 保険料は、県内同一の基準で算定されます。
- 保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は2年ごとに見直されます。
- 保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。
- 所得の少ない世帯に属する被保険者は、被保険者均等割額が軽減されます。

- 保険料の納め方

保険料は、被保険者の皆さんに金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするなどの観点から、原則、年金からお支払いいただく仕組み(特別徴収)となっています。なお、年金額が18万円未満の人などは納付書や口座振替で個別に納めていただく(普通徴収)ことになります。



※年額18万円以上の年金を受給している場合でも、特別徴収の対象となる年金の優先順位により、年金からの天引きとならない場合があります。

平成20年度後期高齢者医療保険料の新たな軽減

長寿医療〔後期高齢者医療〕について、国から新たな保険料の軽減対策等が緊急に示されましたので、本広域連合および市町村の対応をお知らせします。

なお、平成21年度以降の対応については、来年1月に決定予定です。

1 均等割額の軽減 保険料の均等割が7割軽減となる人(世帯の被保険者と世帯主の合計の総所得金額等が33万円以下)について、その軽減割合を8.5割(年額7,500円)に拡大しました。

2 所得割額の軽減 国の方針では、所得の低い方(基礎控除(33万円)後の総所得金額等が58万円以下の人)について所得割額を一律5割軽減するとしています。

この所得割額の軽減については、本広域連合でも実施する予定としておりますが、今回の保険料算定に対応が間に合わなかったため、所得割軽減前の保険料額となっています。

所得割軽減の対象となる人には、あらためて8月中旬頃に軽減後の保険料額を通知します。

3 口座振替への変更について 年金からの保険料徴収（特別徴収）については、次の場合、申し出により、口座振替へ変更できます。

- ①国民健康保険料を確実に納付していた人
- ②年金収入が年180万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座から振り替えできる人

被用者保険の 被扶養者に 対する特別措置

被用者保険の被扶養者であった人は、平成20年度は特別措置により9月まで保険料負担はありません。徴収開始が9月以前となっていた方は「被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが、お住まいの市（区）町村の担当窓口までお知らせください。

窓口負担 (1割・3割)について

毎年8月に負担区分の判定を行います。
平成19年中の所得確定に伴い医療機関等で受診する際の自己負担割合(1割・3割)の判定を行います。
変更になる人には7月中に新しい被保険者証をお届けします。

8月1日以降受診される際には新しい被保険者証を医療機関窓口に提示してください。

《現役並み所得者（3割）の判定基準》

	平成20年7月末まで	平成20年8月1日から
判定対象範囲	同一世帯に属する被保険者及び70歳～74歳の国保又は被用者保険の加入者に係る所得および収入。 (老人保健の基準と同じ)	同一世帯に属する被保険者の所得および収入。
所得と収入	課税所得 145万円以上 ただし、合計収入額が下記の基準に該当される人は申請により1割に変更になります。 合計収入 複数世帯 520万円以下 単身世帯 383万円以下	

Aさん夫妻の例



夫75歳（後期高齢者医療制度）
妻74歳（国民健康保険）
夫の課税所得220万、年収390万
妻の課税所得0万、年収120万

	平成20年7月末まで	平成20年8月1日から
負担割合	1割	3割
夫	1割	1割
妻		

《判定単位の変更に伴う経過措置》

今回の制度改正により、上記のAさん夫妻の夫のように、一部の人については新たに現役並み所得者とされ、1割負担から3割負担になります。ただし、自己負担限度額については、平成22年7月までは、一般（月額44,400円）に据え置かれます。

（経過措置対象者の要件）課税所得145万円以上、かつ、年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する70歳～74歳の方も含めた年収が520万円未満の人（例示：Aさん夫妻の夫）

自己負担限度額（月額）

区 分	通院のみ (個人ごと)	入院+通院の合計 (世帯合計)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
一 般	12,000円	44,400円

限度額適用・標準負担額減額認定証

(毎年7月末日までの有効期限となっています。更新を忘れずに！)

現在、減額認定証をお持ちの人は認定の有効期限が7月末日までとなっています。市国保年金課医療・年金係で申請の手続きをお願いします。

健康診査のお知らせ

広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施いたします。被保険者全員に、7月下旬に受診券とお知らせを送付いたします。

《受診対象者》・・・被保険者。ただし、健康診査の目的から、生活習慣病*の治療を受けている人などは対象者になりません。

*生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、高脂血症、心臓病、脳卒中などです。

《受診期間》・・・7月下旬から平成21年3月31日まで

《受診券の送付時期》平成20年4月1日以降7月末日までに被保険者となる人・・・7月下旬

平成20年8月以降に被保険者となる人・・・被保険者となる月
(75歳の誕生日など)の上旬

《受診時の自己負担金》・・・1人500円

《受診の方法》・・・健康診査の実施医療機関で個別に予約のうえ受診してください。

問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合

市国保年金課医療・年金係

☎092-651-3111

ファクス 092-651-3120

☎72-2111 内線 422